

大阪府肥料価格高騰対策支援金 募集要項

■概要

肥料をはじめとする原材料価格の高騰により、生産コストが増加している府内農業者（個人又は法人）の方に、今後も営農を続けていただくため、「大阪府肥料価格高騰対策支援金」（以下「府支援金」という。）を支給します。

■対象事業者・支給要件

1. 令和7年6月1日から申請日まで大阪府内に住所、本店がある農業者であること。
2. 令和6年確定申告書（法人の場合は、令和7年6月1日の直近事業年度の申告書）の農業所得に係る販売金額が100万円以上であること。

※宗教上の組織又は団体は対象外です。

※下記に該当する事業者も対象外です。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
- ・従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者
- ・法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者
- ・公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者

＜参考＞「農業所得に係る販売金額」とは、青色申告決算書又は収支内訳書の「販売金額」欄の金額です。

令和 00 年分所得税青色申告決算書

住 所	業 種 名
フリガナ氏 名	農 業 名
	電 話 番 号

この青色申告決算書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日 損

提出用	令和二年分以降用
販売金額 ①	
事業消費金額 ②	
雑収入 ③	
小計 (①+②+③) ④	
農産物の期首 ⑤	
期末 ⑥	
計 (④-⑤+⑥) ⑦	

令和 00 年分収支内訳書 (農業所得用)

住 所	業 種 名
フリガナ氏 名	農 業 名
	電 話 番 号

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

令和 年 月 日 (自 00 月 00 日 至 00 月 00 日)

提出用	令和二年分以降用
販売金額 ①	
事業消費金額 ②	
雑収入 ③	
小計 (①+②+③) ④	
農産物の期首 ⑤	
期末 ⑥	
計 (④-⑤+⑥) ⑦	

修繕費 ①	
動力光熱費 ②	
作業用衣料費 ③	
農業共済掛金 ④	
荷造運賃手数料 ⑤	
土地改良費 ⑥	
他 ⑦	

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数	現
	延 日	
その他 (人分)		

■ 支給額

販売金額の区分ごとに、以下の金額を支給します。

販売金額	支給額
100万円以上500万円未満	1万円
500万円以上1,000万円未満	3万円
1,000万円以上3,000万円未満	7万円
3,000万円以上5,000万円未満	10万円
5,000万円以上1億円未満	30万円
1億円以上2億円未満	50万円
2億円以上3億円未満	90万円
3億円以上5億円未満	100万円
5億円以上	200万円

■ 申請手続

1 申請期間

令和7年7月1日（火曜日）～ 令和7年8月31日（日曜日）

※受付期間を超過した申請は、いかなる理由があっても一切受け付けません。

2 申請方法

原則、オンライン申請 ※郵送による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

（1）オンライン申請

手順1 利用者登録（右 QR コードより）

・大阪府ホームページ内の『大阪府行政オンラインシステム』から利用者登録をしてください。

※登録済みの方は不要

URL <https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/portal/home>



手順2 申請内容の入力（事前に必要書類を準備してください。）

- ・ホーム画面にログインし、「申請できる手続き一覧」の「事業者向け手続き」を選択してください。
- ・「事業者向け手続き」の画面が表示されたら「令和7年度大阪府肥料価格高騰対策支援金支給申請」を選択し、申請を開始してください。

【注意事項】

- ・利用者登録は、1事業者あたり1回限りです。
- ・申請内容の入力は一時保存することができ、保存した内容は修正が可能です。
申請を完了すると変更ができませんので、申請完了前に十分ご確認ください。
- ・申請完了後、内容に修正の必要が生じた場合は、「申請取下げ」のボタンは押さずに、必ず大阪府肥料価格高騰対策支援金事務センターまでご連絡ください。
※ご連絡の後、大阪府が差戻しの手続きをしますので、該当箇所を修正のうえ、再度申請してください。
誤って「申請取下げ」のボタンを押すと、申請した情報が全て削除されて、再申請が必要になります。
- ・申請期間末日の午後11時59分までに申請完了（申請データの送信を完了）してください。

（2）郵送による申請

オンライン申請が困難な方は、郵送による申請も受け付けます。

書類に不備不足があった場合に再送付を依頼することがあります。

オンライン申請よりも審査に時間を要します。

【送付先】〒530-0015 大阪市北区中崎西2丁目4-12 梅田センタービル11F

TETRAPOT株式会社内 大阪府肥料価格高騰対策支援金事務センター

【注意事項】

- ・必ず「レターパックライト」（郵便物の追跡ができます）で郵送してください。
- ・投函する前に「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
- ・締切日（8月31日）までの消印有効です。

3 必要書類

【個人の方】

	提出物	詳細
☐	(郵送申請のみ) 様式第 1 号	大阪府肥料価格高騰対策支援金申請書
☐	(郵送申請のみ) 様式第 2 号	誓約・同意書
☐	本人確認書類の写し	5 ページを確認ください
☐	振込先の確認書類	5 ページを確認ください
☐	青色申告決算書または収支内訳書の写し	6～7 ページを確認ください
☐	令和 6 年確定申告書(第一表)の写し 等 ※ 5 ページ下段の分類に従って提出してください	5～7 ページを確認ください マイナンバーは見えないようにしてください

【法人の方】

	提出物	詳細
☐	(郵送申請のみ) 様式第 1 号	大阪府肥料価格高騰対策支援金申請書
☐	(郵送申請のみ) 様式第 2 号	誓約・同意書
☐	様式第 3 号	暴力団等審査情報
☐	振込先の確認書類	5 ページを確認ください
☐	法人事業概況説明書の写し	8～9 ページを確認ください
☐	農業収入にかかる販売金額が確認できる書類	決算書等 事業内容が確認できない場合は、別途証明書類の提出をお願いする場合があります
☐	令和 7 年 6 月 1 日の直近事業年度の確定申告書(別表一)の写し 等 ※ 5 ページ下段の分類に従って提出してください	5, 8, 9 ページを確認ください

※オンライン申請の場合は、あらかじめPDFなどの電子データに変換しておいてください。スマートフォンなどで撮影した画像データも可能ですが、内容が判別できる鮮明なものを提出してください。

※確定申告の義務がないため申告を行わなかった場合は、直接、大阪府肥料価格高騰対策支援金事務センターに必要な書類を確認してください。

4 必要書類に関する注意事項

◇本人確認書類の写し

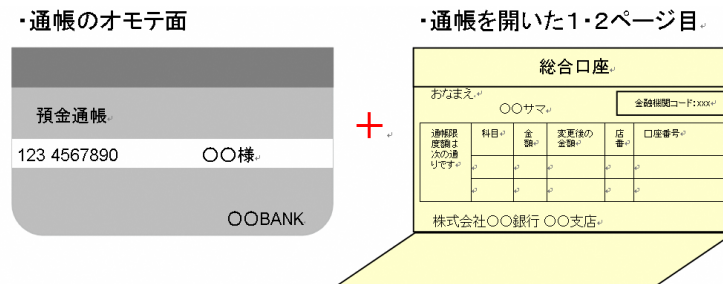
次のいずれかの写しを提出してください。

いずれの場合も申請日において有効なものに限ります。

- ・運転免許証（表・裏の両方）
 - ・各種健康保険証（表・裏の両方）
 - ・住民基本台帳カード（表面）
 - ・パスポート（顔写真記載ページ及び所持人記入欄）
 - ・マイナンバーカード（表面）
- 等

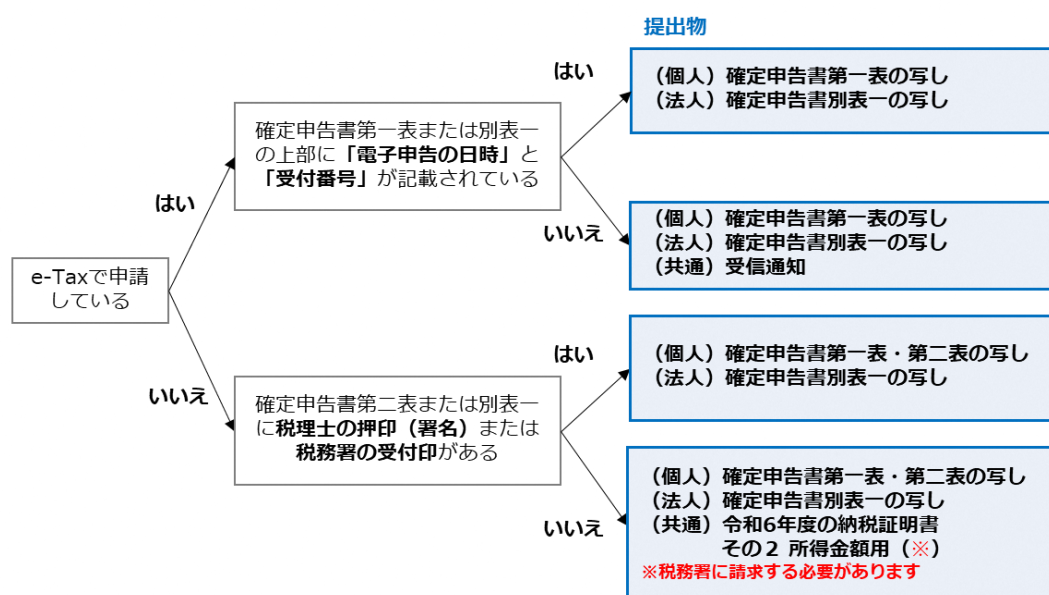
◇支援金振込先の確認書類

- ・金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるものを提出してください。（通帳の表面及び1・2ページ目の見開き部分）
- ・インターネットバンキングで通帳がない場合は、金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人等が確認できる金融機関ホームページ画面を提出してください。
- ・振込先口座は、申請者本人の名義（法人の場合は当該法人名義）に限ります。また、日本国内の口座に限ります。



◇確定申告書の写し

（※）確定申告書関係の提出物



次ページ以降で該当する項目をご確認ください

①個人事業者、e-Tax でない場合

・確定申告書の写し（第一表、第二表）

※税務署の受付印又は税理士の押印（署名含む）があるもの

※お持ちの確定申告書に受付印又は税理士の印が押されていない場合、確定申告書類と同年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」の提出が必要です。この場合、受付印のない確定申告書類の控えと納税証明書を提出してください。

※マイナンバーは黒塗りするなど必ず見えないようにしてください。

・所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（1、2 ページ目）

②個人事業者、e-Tax の場合

・確定申告書の写し（第一表）

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されているもの。記載されていない場合、「受信通知」の添付が必要となります。

※**マイナンバーは黒塗り**するなど必ず見えないようにしてください。

・所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（1 ページ目及び 2 ページ目）

・受信通知

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示され、申告等データが税務署に到達したことが確認できるものを添付してください。

受信通知	
送信されたデータを受け付けました。 なお、様目、内容の確認のため、質問欄からご連絡させていただきますので、ご了承ください。	
届出先	届出先
届出先番号	180721191010028
氏名又は名称	システム
受付番号	2020030004142711510
受付日時	2020/03/30 08:43:42
年分	令和01年分
税目	所得税及大規模増価税
所得金額	—
課税額	納付される税金
「所得金額」欄について	所得金額上、申告書第一表の所得金額欄に記載した金額の金額を表示しています。

③法人事業者、e-Tax でない場合

- ・令和7年6月1日の直近事業年度の確定申告書の写し（別表一）

※税務署の受付印又は税理士の押印（署名含む）があるもの

※お持ちの確定申告書に受付印又は税理士の印が押されていない場合、確定申告書類と同年度の「納税証明書（その2 所得金額用）」の提出が必要です。この場合、受付印のない確定申告書類の控えと納税証明書を提出してください。

- ・法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）

- ・農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

【確定申告書別表一の写し】

Form F B 0 6 1 3: 確定申告書別表一 (法人税). This form is used for reporting corporate tax. It includes sections for basic information (納税地, 法人名, 代表者), tax calculation (課税所得, 法人税), and various deductions (控除). The form is divided into multiple columns and rows for detailed reporting.

押印または署名がある

【法人事業概況説明書の写し】

Form F B 1 0 0 7: 法人事業概況説明書 (Corporate Business Overview Statement). This form provides a detailed overview of the company's business activities, financial performance, and management. It includes sections for business overview (事業概要), financial statements (財務状況), and other relevant information. The form is divided into multiple columns and rows for detailed reporting.

④法人事業者、e-Tax の場合

・令和7年6月1日の直近事業年度の確定申告書の写し（別表一）

※確定申告書の上部に「電子申告の日時」と「受付番号」が記載されているもの。記載されていない場合、「受信通知」の添付が必要となります。

・法人事業概況説明書の写し（1ページ目及び2ページ目）

・農業収入に係る販売金額が確認できる書類（決算書等）

【確定申告書別表一の写し】

【法人事業概況説明書の写し】

受付日時・受付番号が記載されている

令和 年 月 日 事業年度分の法人税 申告書
課税事業年度分の地方税法 申告書

FB0613

1	所得金額又は欠損金額 (1000円未満を四捨五入)	2	法人税額 (1000円未満を四捨五入)
3	法人税額の特別徴収額 (1000円未満を四捨五入)	4	法人税額の普通徴収額 (1000円未満を四捨五入)
5	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	6	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
7	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	8	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
9	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	10	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
11	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	12	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
13	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	14	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
15	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	16	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
17	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	18	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
19	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	20	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
21	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	22	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
23	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	24	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
25	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	26	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
27	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	28	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
29	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	30	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
31	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	32	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
33	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	34	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
35	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	36	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
37	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	38	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
39	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	40	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
41	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	42	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
43	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	44	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
45	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	46	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
47	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	48	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
49	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	50	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
51	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	52	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
53	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	54	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
55	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	56	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
57	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	58	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
59	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	60	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
61	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	62	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
63	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	64	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
65	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	66	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
67	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	68	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
69	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	70	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
71	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	72	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
73	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	74	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
75	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	76	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
77	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	78	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
79	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	80	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
81	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	82	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
83	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	84	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
85	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	86	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
87	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	88	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
89	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	90	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
91	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	92	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
93	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	94	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
95	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	96	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
97	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	98	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)
99	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)	100	法人税額の滞り金 (1000円未満を四捨五入)

法人事業概況説明書

FB1007

1 事業内容

2 主要な取引先

3 売上区分

4 売上金額

5 売上金額

6 売上金額

7 売上金額

8 売上金額

9 売上金額

10 売上金額

11 売上金額

12 売上金額

13 売上金額

14 売上金額

15 売上金額

16 売上金額

17 売上金額

18 売上金額

19 売上金額

20 売上金額

21 売上金額

22 売上金額

23 売上金額

24 売上金額

25 売上金額

26 売上金額

27 売上金額

28 売上金額

29 売上金額

30 売上金額

31 売上金額

32 売上金額

33 売上金額

34 売上金額

35 売上金額

36 売上金額

37 売上金額

38 売上金額

39 売上金額

40 売上金額

41 売上金額

42 売上金額

43 売上金額

44 売上金額

45 売上金額

46 売上金額

47 売上金額

48 売上金額

49 売上金額

50 売上金額

51 売上金額

52 売上金額

53 売上金額

54 売上金額

55 売上金額

56 売上金額

57 売上金額

58 売上金額

59 売上金額

60 売上金額

61 売上金額

62 売上金額

63 売上金額

64 売上金額

65 売上金額

66 売上金額

67 売上金額

68 売上金額

69 売上金額

70 売上金額

71 売上金額

72 売上金額

73 売上金額

74 売上金額

75 売上金額

76 売上金額

77 売上金額

78 売上金額

79 売上金額

80 売上金額

81 売上金額

82 売上金額

83 売上金額

84 売上金額

85 売上金額

86 売上金額

87 売上金額

88 売上金額

89 売上金額

90 売上金額

91 売上金額

92 売上金額

93 売上金額

94 売上金額

95 売上金額

96 売上金額

97 売上金額

98 売上金額

99 売上金額

100 売上金額

・受信通知

※申告者の氏名又は名称、提出先税務署、受付日時、受付番号及び申告した税目等が表示され、申告等データが税務署に到達したことが確認できるものを添付してください。

受信通知

送信されたデータを受け付けました。
なお、後日、内容の確認のため、担当税務官からご連絡させていただく場合がありますので、ご了承ください。

提出先	東税務署
印刷番号	190711191310026
氏名又は名称	システム館
受付番号	2020030004142711510
受付日時	2020/03/30 09:41:42
年分	令和01年分
税目	所得税及び月収増特別所得税
所得金額	---
課税額	納付される税金
課税額の税額	納付される税金
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額「合計」欄の金額を表示しています。

■ 申請内容に不備があった場合

申請内容に不備があった場合や支給要件を確認できない場合、申請内容にかかる説明や、不備又は追加書類の提出について連絡いたします。

説明をいただけない時や、指定する期日までに不備・追加書類を提出いただけない時は、当該申請は取り下げられたものとみなします。なお、提出いただいた申請書類等は一切返却いたしません。

■ 府支援金の支給

審査の結果、府支援金を支給する決定をした時は、登録いただいた金融機関口座への振り込みをもって支給決定の通知とします。文書による支給決定の通知は行いません。

府支援金は、「フ. ノウセイシツ オオサカフカイケイカンリシヤ」より、指定の金融機関口座に振り込みます。（金融機関により、全ての文字が表示されない場合があります。）

審査の結果、府支援金の不支給を決定した時は、文書又は大阪府行政オンラインシステムにて通知します。

■ 重要なお知らせ

1. 府支援金支給の決定後、対象要件に該当しない事実や不正等が発覚した時は、大阪府は、府支援金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は府支援金を返還するとともに、違約金を支払っていただきます。
2. 申請後又は支給前に支給要件を満たしていないことが判明するなど、申請者自らの意思により申請を取り下げる場合は、その旨を届け出てください。また、支給後に支給要件を満たしていなかったことが判明した場合も、その旨を届け出てください。
3. 提出書類の不足があった場合は、申請者に追加の書類提出を求めます。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が大阪府の指定する期間内に解消しなかった時は、当該申請は取り下げられたものとみなします。
4. 府支援金の支出事務を円滑かつ確実に実行するため、必要に応じて大阪府は申請内容に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
5. 大阪府は、申請書類に記載された情報を税務情報に使用することがあります。
6. 前項に掲げるもののほか、個人情報の取扱いに関して、府支援金の審査・支給に関する事務に限り、大阪府が一部事務委託している事業者と共有いたします。
ただし、その他の目的には使用しません。
7. 大阪府は、申請書類に記載された情報を、大阪府暴力団排除条例第 26 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

8. 軽微な記入誤りについては、大阪府（事務を委託する事業者を含む）が補正をすることがあります。
9. 支給決定を行った後、申請内容の不備等による振込不能等があり、申請者の責に帰すべき事由により大阪府が指定する期限までに解消されなかった時は、申請者が府支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし当該支給決定を取り消します。
10. オンライン申請に入力いただいた情報、提出いただいた申請書類に記載された情報は、府支援金の審査・支給に関する事務に限り使用し、他の目的には使用しません。

肥料価格高騰対策支援金の税務処理について ～正しく確定申告を行ってください～

肥料価格高騰対策支援金は、所得税又は法人税の計算上、収入に計上していただく必要があります。 府支援金を受給された方は、確定申告の際に申告漏れをすることがないようにご注意ください。

ただし、府支援金を含めた収入から経費を差し引きますので、府支援金を含めた収入の額が経費の額よりも少ない場合など、必ずしも納税額が生じるものではありません。
--

確定申告に関することについては、国税庁のホームページをご参照ください。
--

https://www.nta.go.jp/index.htm
--

よくあるお問い合わせ（FAQ）

Q 1 事業所は大阪府内にあるのですが、住所（本店）の所在地は他府県にあり大阪府内にはありません。この場合、府支援金は支給されますか。

A 1 府支援金については、大阪府内に本店（法人の場合）又は住所（個人事業者等の場合）がある事業者を対象としていますので、大阪府外に本店や住所がある農業者は支給対象外となります。

Q 2 大阪府外に住んでいますが、大阪府内で営農しています。府支援金を申請できますか。

A 2 府支援金は、大阪府内に本店（法人の場合）又は住所（個人事業者等の場合）がある農業者を対象としていますので、大阪府外に住所がある方は申請できません。

Q 3 大阪府外の支店や営業所も含め、複数の支店等を有していますが、販売金額はどの区分が適用されますか。

A 3 府支援金は、支店等の単位ではなく、事業者単位で支給します。
よって、大阪府外の支店等を含む全ての販売金額で支援金額を決定します。
なお、販売金額については農業収入に係るものに限りしますので、決算書等、販売金額が確認できる書類を添付して申請してください。

Q 4 肥料の購入額への補助ではなく、販売金額ごとの定額になっているのはなぜですか。また、販売金額が100万円以上なければ申請できないのですか。

A 4 府支援金を速やかに支払うため、領収書等の提出や確認が必要な実費補助ではなく、販売金額ごとの定額としています。
また、府内農業者の経営を支援し、農産物の安定供給を図るため、一定額以上の販売実績がある方を対象としています。

Q 5 私のほか、子どもも確定申告しています。申請はどうなりますか。

A 5 同一世帯でもそれぞれが農業経営を行っており、別々に確定申告している場合は、それぞれが申請できます。

Q 6 令和6年確定申告書の写しではなく、売上伝票で申請できますか。

A 6 府支援金を速やかに支払うため、販売金額の確認は売上伝票等ではなく、確定申告書の写しにより行います。なお、確定申告の義務がない方（納税額がない方）については、直接、大阪府肥料価格高騰対策支援金事務センターに必要な書類をお問い合わせください。

Q 7 市町村が実施する肥料費の支援事業と両方、申請することができますか。

A 7 市町村の支援事業を利用している場合は、府支援金の申請は可能ですが、府支援金を受給したことで市町村の支援事業が利用できない可能性がありますので、それぞれの市町村に支給要件をお問い合わせください。

支援金の不正受給は犯罪です！

虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、事業者の皆様におかれましては適正な申請をお願いします。

■ 府支援金の申請等に関するお問い合わせ先

大阪府肥料価格高騰対策支援金事務センター

〔受付時間〕 午前9時00分から午後5時00分まで（平日のみ）

〔電話番号〕 06-7712-2505

府ホームページに「FAQ（よくあるお問い合わせ）／随時更新」を掲示しておりますので、あわせてご確認ください。

「大阪府肥料価格高騰対策支援事業（大阪府独自事業）」



URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/o120090/nosei/seisyansyasapo-to/hiryoukoutou.html>